

総合評価落札方式による『災害時事業継続計画(BCP)策定』の評価について

静岡県建設技術監理センター 戸塚 博文

〃

内藤 慎也

Key Word : 災害時における事業継続計画、簡易版、審査、適合、意識改革

1 はじめに

静岡県では、公共工事の品質確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」という。)が施行(平成17年4月1日)される以前の平成15年度から、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約」とするよう総合評価落札方式を取り入れている。

導入初期段階において数件であった件数は、年を重ねるごとに数を増やし、平成25年度には1年間に約650件実施するようになった。

そして、年々拡充していく過程の中で、内容についても時代背景などを考慮しつつ年々形を変えてきた。

今年度は、平成23年3月11日の東日本大震災における迅速な道路啓開作業が、多くの人命救助などに寄与し、平常時における事前準備の必要性が改めて見直されていることや、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(H26.6.4)」(以下、「改正品確法」という。)が公布、即日施行され、多様な入札契約制度における「機械保有」や「災害時の体制」を適正に審査・評価することが明記(第13条)されたことなどにより、「災害時の事業継続計画」を策定している建設業者が災害協定を結んでいるか否かを問わず、6月1日以降入札公告するものから評価することとした。

本稿では、現状や策定までのプロセス及び今後の課題等について記す。

2 評価する以前の現状

平成23年11月に「力強く安全安心な“ふじのくに”づくりに向けて～静岡県建設産業ビジョン～」

が静岡県建設業審議会から知事に答申されたことを受け、行政のみならず建設業者、関係団体が「事業継続計画策定」という課題を重く受け止め、具体的な方策の実現に向けて真摯に取り組んできた。

しかし、静岡県建設業協会への問合せ結果では、協会で創設している「策定した企業への補助金制度(申請企業に助成金を出す制度)」を活用している建設業者は、平成25年度末で1者のみなど、建設業界における事業継続計画の策定割合は非常に低いと想定され、思うように進まない現状である。

さらに、その他の業界についても現状を確認してみた。

静岡県では、本県の社会的・自然的特性を踏まえて中小企業向けに策定した「静岡県事業継続計画モデルプラン」を公表(経済産業部商工振興課)し、事業継続計画の策定を促している。

そのような中、県内中小企業の事業継続計画の策定状況等に関する調査を隔年で行っており、平成25年度の調査結果概要は以下のとおりであった。

- ・調査対象：県内中小企業 1,000社
- ・調査方法：郵送によるアンケート調査
- ・調査期間：平成25年10月から12月
- ・有効回答数：240社
- ・有効回答業種：製造業 183社、建設業 26社、
その他 31社

BCP認知度 77.9% (H23 73.1%)

BCP策定率 28.8% (H23 22.0%)

《策定していない主な理由》

- ・策定に必要なノウハウ・スキルがない
- ・策定する人手を確保できない
- ・法令や規則で義務付けされていないため
- ・策定の費用が確保できないため

調査結果からは、認知度は比較的高い状況ではあるが、策定率は全体で 30%未満と低い状況が伺える。

3 評価するまでの流れ

災害時における事業継続計画の策定が進まないことから、策定業者には総合評価落札方式において加点評価するというインセンティブを考えた。

記入例の作成から審査まで、主に以下の5項目に留意して実施することとした。

- (1) 事業継続計画の策定を広く知らしめるために、必要最低限の項目で有効に機能し、作成や審査が簡易なものとする。
- (2) ミスのない受付方法
- (3) 個人情報の取扱方法
- (4) 外部委員による評価の是非
- (5) 審査ミスの防止

限られた期間と人数で審査しなければならない状況の中で可能な方法を模索した。

- (1) については既に策定している企業も考えられることから、汎用性のある策定例などを採用することとした。

基本としたのは、一般社団法人全国建設業協会の「地域建設企業における災害時事業継続の手引き 付属資料地域建設企業の事業継続計画（簡易版）作成例（第3版）」である。

しかし、そのままでは現状と合致しない部分があったため、一般社団法人全国建設業協会の了解を得たうえで、静岡県版に編纂して利用することとした。

- (2) についてはあらゆるミスを防止する観点から、建設技術監理センターが県内建設業者からの受付及び審査などを一括（一元化）して行うこととした。

- (3) については企業が策定する連絡系統図のように、個人情報が多く含まれることから、受付後の申請書類の中身については「コピー禁止」を徹底し、審査後は合否通知とともに申請者に申請書類一式を返却することとした。

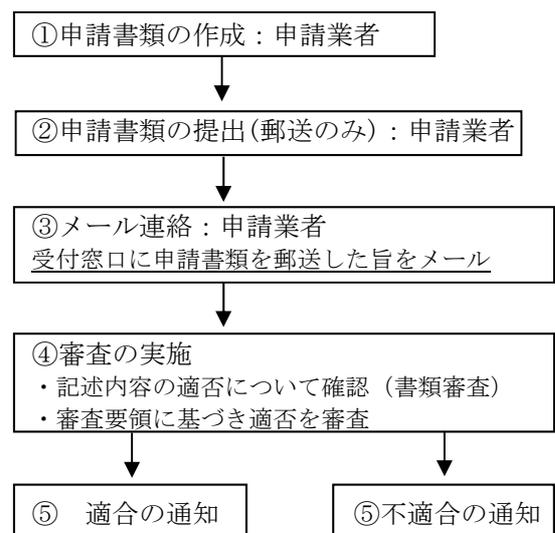
(4) については国土交通省地方整備局や他の自治体の審査方法等を見てみると、学識経験者を交えた審査会を開いて評価を行っているところもあるが、本県はマニュアル等による記載内容の確認によって、内容の審査が可能と考え、事務局で審査を行い評価する方法とした。（外部委員による評価は行わない。）

- (5) 審査については建設技術監理センターの職員が2人以上で審査することとした。

以下に申請から審査、合否決定までの流れを記す。

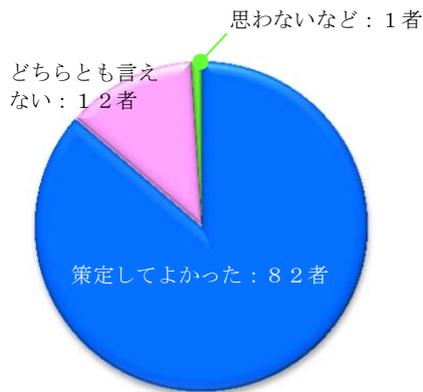
まず、建設業者は提出前に書類が揃っているか確認を行い、「静岡県交通基盤部総合評価落札方式における災害時事業継続計画（新規・更新）申請書」（資料-1）の一番左欄のボックスにチェックマークを記載して「災害時事業継続計画」と共に郵送にて提出し、併せて確認メールも送信する。その後、当センターで書類のダブルチェックを行い、適合していれば「適合通知書」を発行する。適合していない場合については、「不適合通知」を送付する。適合しない場合は6か月間再度提出することができないこととした。

申請から審査、合否決定までの流れは以下のとおりである。



事業継続計画策定を普及させる目的のため、5月以降も随時受付を行うこととした。

④ 今回策定してよかったと思いますか？



⑥ 有事の際、実用的であると思いますか？



⑤ 策定するにあたりコンサルタント等に依頼しましたか？



建設業者へのアンケート結果からも分かる通り、「策定の必要性を感じており、策定のきっかけとなった」、「策定してよかった」、「実用的である」など多くの回答があったことから、ある一定の評価は得たと考える。

6 今後について

総合評価落札方式の土木一式工事に入札参加している建設業者約 450 者のうち、平成 26 年 8 月末までに適合通知を受けた建設業者は 128 者（28%）に留まっている。

記載内容の誤字脱字により不適合となりかねないことや、一度不適合通知を受けると 6 か月間評価されないことなど様々な事由が考えられるが、事業継続計画策定者が増えるよう、引き続き広報や指導等を行っていきたいと考える。

今後、一層「事業継続計画策定」の気運が高まっていくことを願っている。

来年度については引続き評価する予定である。

7 おわりに

本県は予想される南海トラフの大地震への備えが急務であることから、事業継続計画を策定していない建設業者に「策定」を促すことを主眼とし、総合評価落札方式で評価するという戦略的な取組を実施した。

今回、簡易版ながら災害時の事業継続計画を策定し、簡易な審査方法とすることで、早期に大きな混乱もなく導入することができ、行政、建設業者、関係団体における各人の意識改革の一端を担ったのではないと思う。

しかし、本稿で紹介した「災害時の事業継続計画」については、非常に重要な部分を多く含んでいるものの、主に災害が発生した場合の初動体制に重点を置いているものであることから、本来の事業継続計画（BCP）における一部分にすぎない。

今後は、内容の見直しや尚一層「災害時事業継続計画の策定」が進展するようにPRするなどしていきたいと考える。